⑤　平成11年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。(ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。))

㈠　シールド工法（密閉型)による工事で、施工（セグメント）外径8.0m以上であること。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のそれぞれが、上記㈠の施工実績を有すること。

特定建設工事共同企業体にあっては、構成員それぞれが、上記㈠の施工実績を有すること。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

⑥　工事全般の施工計画が適正であること。

⑦　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑧　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該委受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑨　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑩　以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。

・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

⑵　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、特定建設工事共同企業体として本工事の入札に参加する場合にあっては、原則として代表者の技術者を配置すること。

また、複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　１人の者が、平成11年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑴⑤に掲げる工事の経験を有する者であること。(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。(ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。))

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ただし、経常建設共同企業体又は特定建設工事共同企業体にあっては、すべての構成員の主任技術者又は監理技術者が上記⑴⑤㈠の工事経験を有すること。また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑶　実施設計にあたっては、次に掲げるいずれかの基準を満たす設計技術者を当該設計に配置できること。

(a)　技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

(b)　技術士（建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

(c)　ＲＣＣＭの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

(d)　博士（工学）

(e)　土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、１級）

⑷　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)(詳細は入札説明書参照。)。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札方式

①　入札参加者は「価格」、「技術提案［ＶＥ提案］」、「工事全般の施工計画」及び「施工体制」をもって入札し、次の㈠、㈡の要件に該当する者のうち、⑵「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

㈠　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㈡　評価値が、標準点を予定価格で除した数値(「基準評価値」)に対して下回らないこと。

②　①において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせ落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、及び「加算点」の最高点を60点とする。

②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記㈠、㈡のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記㈢の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。

㈠　技術提案［ＶＥ提案］の項目として「構造物が長期耐久性を有するための品質確保対策に関する具体的な提案」

㈡　工事全般の施工計画

㈢　施工体制（施工体制評価点）

③　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

④　⑵㈠、㈡、㈢の評価項目について、共通仕様書、特記仕様書及び関係法令を遵守し、一般的な施工機械により施工（詳細は入札説明書参照。)及び管理する方法を用いて作業を行う者で、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合に標準点（100点）を与え、さらに⑵㈠の技術提案［ＶＥ提案］及び⑵㈡の工事全般の施工計画並びに⑵㈢の施工体制の内容に応じて、それぞれ加算点及び施工体制評価点を算出し与える。なお、⑵㈠の技術提案［ＶＥ提案］を行わない者は、⑵㈡㈢の内容に応じて、それぞれ加算点及び施工体制評価点を算出し与える。

⑤　⑵㈠の「構造物が長期耐久性を有するための品質確保対策に関する具体的な提案」の技術提案［ＶＥ提案］については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、それぞれ、Ⅴ（30点)、Ⅳ（23点)、Ⅲ（15点)、Ⅱ（８点)、Ⅰ（３点）及び不採用により評価を行い加算点を与える。

⑵㈡の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、内容に応じて、Ⅴ（30点)、Ⅳ（23点)、Ⅲ（15点)、Ⅱ（８点)、Ⅰ（０点）により評価を行い加算点を与える。なお未提出である又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。

⑶　⑵⑵㈠、㈡の評価基準の詳細は入札説明書による。

⑷　⑵⑵㈠「構造物が長期耐久性を有するための品質確保対策に関する具体的な提案」については、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎に５点減ずる。

⑸　⑵⑵㈡で求めた、工事全般の施工計画については、履行状況から、受注者の責により入札時の評価項目の内容が実施されていないと判断された場合は、工事成績評定を減ずることとし、５点を減ずる。